平成２８年（フ）第２４２号
東京都練馬区高野台１丁目15―21
債務者　横山　勝一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊澤　朋子
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６０号
東京都西東京市東町３丁目９－６　第２東町ハイツ302
債務者　中家　幹雄
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　保彦
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６７号
東京都杉並区下高井戸５丁目21―９
債務者　伊藤隆一郎
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂こずえ
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８０号
東京都渋谷区代々木３丁目55―１―302
債務者　城石　博通
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村雄二郎
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８１号
東京都杉並区永福４丁目５―18―201
債務者　雨貝　知剛
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　輝紀
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８３号
東京都多摩市豊ヶ丘４丁目１　１―203
債務者　齊藤　樹
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　理佐
4　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年３月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２号
鳥取県米子市中島２丁目２番50号
債務者　内村　正和
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　珠希
4　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午後４時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６４号
宮城県東松島市牛網字駅前１丁目10番地１、前住所宮城県宮城郡松島町松島字道珍浜22番地の11
債務者　小山　洋
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２号
埼玉県児玉郡上里町大字三町564番地２　グローバルペイント
債務者　滝井　洋
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１号
埼玉県秩父市近戸町17番１号
債務者　菊池　俊一
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２９５号
和歌山県紀の川市上野222番地３
債務者　吉村　優也
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９６号
和歌山県紀の川市上野222番地３
債務者　吉村　千寿
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２９７号
和歌山県紀の川市上野222番地３
債務者　吉村　桂子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３５３号
和歌山県紀の川市下井阪82番地９
債務者　星野　那葵
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３７９号
和歌山県紀の川市貴志川町長原514番地９
債務者　松岡　達也
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４号
和歌山市栄谷514番地10
債務者　上水流広一
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係